

3 R・資源循環推進フォーラム 企画・運営委員会設置要領

平成21年5月12日 理事会決定
令和6年4月1日 一部改正

(目的)

第1条 3 R・資源循環推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）規約第14条により、フォーラムに企画・運営委員会（以下「委員会」という。）を設置し、理事会から付託された事項または、会長より諮問された事項について審議することを目的とする。

(構成)

第2条 委員会は、会員及び会員外の有識者をもって構成する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選任する。

(招 集)

第5条 委員会は、会長が招集する。

(委員会)

第6条 委員会は、フォーラムの組織、制度、事業計画について必要となる事項について審議する。

2 委員会は、審議に必要な調査を行うことができる。

3 委員会は、審議に必要と認める場合は、その目的に相応しい関係者を出席させることができる。

(審議事項の処理)

第7条 委員長は、委員会で審議決定した事項及び経過を理事会に報告し、または会長に答申しなければならない。

(附則)

この要領は、平成21年5月12日から施行する。

この要領の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。